栃木県公報

平成24年
４月６日（金）
第2365号

目　　次

告　　示

○と畜場番号を定める告示の一部改正…… 255
○県営土地改良事業計画の決定…… 255
○道路の区域の変更…… 256
○道路の供用開始…… 258
○都市計画の変更及び図書の縦覧…… 259
○栃木県収納代理金融機関の指定の変更…… 259
○栃木県収入証紙を売りさばく者の指定…… 260

公　　告

○とちぎ青少年センターの利用料金の承認…… 261
○都市計画の構想に関する公聴会の開催…… 263
○都市計画決定図書の写しの縦覧…… 263
○都市計画変更図書の写しの縦覧…… 264
○同…… 264

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）…… 264

正　　誤

○平成24年号外第24号中…… 265

告　　示

栃木県告示第百九十九号

と畜場番号を定める告示（昭和五十四年栃木県告示第三百四十三号）の１部を次のように改正する。

平成二十四年四月六日

栃木県知事　福　田　富　一

表４の項を次のように改める。

４	削　除

表中「畜産草地研究所草地研究センター」を「畜産草地研究所那須研究拠点」に改める。

（生活衛生課）

栃木県告示第200号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第５項の規定により公告する。

なお、同法第87条第５項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条第６項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成24年４月６日

栃木県知事　福　田　富　一

事　業　名	縦　覧　期　間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営中山間茂木南部（深沢下）地区土地改良（区画整理）事業	平成24年４月９日から同年５月９日まで	平成24年５月24日	芳賀農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年４月６日から同年５月７日まで一般の縦覧に供する。

平成24年４月６日

栃木県知事　福　田　富　一

Ⅰ

道路の種類　一般国道

路　線　名　119号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　間	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
	前	宇都宮市関堀町393-３から宇都宮市関堀町79まで	44.5～58.0	334.1	
	後	宇都宮市関堀町393-３から宇都宮市関堀町79まで	35.0～38.0	334.1	

Ⅱ

道路の種類　一般国道

路　線　名　293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　間	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
	前	鹿沼市上殿町字宿西164-４から鹿沼市上殿町字宿西166-４まで	15.3～19.3	115.0	
	後	鹿沼市上殿町字宿西164-４から鹿沼市上殿町字宿西166-４まで	17.7～22.4	115.0	

Ⅲ

道路の種類　一般国道

路　線　名　294号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　間	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
	前	芳賀郡茂木町大字茂木1820-１から芳賀郡茂木町大字茂木1867-２まで	7.0～20.0	506.8	
	後	芳賀郡茂木町大字茂木1820-１から芳賀郡茂木町大字茂木1867-２まで	7.0～27.6	506.8	

Ⅳ

道路の種類　一般国道

路　線　名　352号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
	前	鹿沼市上殿町字宿西164-４から 鹿沼市上殿町字宿西166-４まで	15.3～19.3	115.0	
	後	鹿沼市上殿町字宿西164-４から 鹿沼市上殿町字宿西166-４まで	17.7～22.4	115.0	

Ⅴ

道路の種類　県道

路　線　名　主要地方道　宇都宮鹿沼線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
4	前Ａ	宇都宮市下荒針町3690-２から 宇都宮市下荒針町3689-２まで	15.6～16.9	80.0	Ａ及びＢは、関係図面で表示する敷地の区分をいう。
	前Ｂ	宇都宮市下荒針町3686から 宇都宮市下荒針町3688まで	3.5～4.0	195.0	
	後	宇都宮市下荒針町3690-２から 宇都宮市下荒針町3689-２まで	15.6～16.9	80.0	

Ⅵ

道路の種類　県道

路　線　名　主要地方道　鹿沼足尾線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
15	前	鹿沼市上殿町字宿西165-１から 鹿沼市樅山町字郷中532-７まで	6.1～7.8	404.0	
	後	鹿沼市上殿町字宿西165-１から 鹿沼市樅山町字郷中532-７まで	10.1～21.5	404.0	

Ⅶ

道路の種類　県道

路　線　名　主要地方道　藤原宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
67	前	日光市藤原1486-１から 日光市藤原1486-１まで	4.7～12.7	37.0	
	後	日光市藤原1486-１から 日光市藤原1486-１まで	6.0～12.7	37.0	
67	前	宇都宮市松田新田町字新堀下480-３から 宇都宮市中里町字権現山189-３まで	7.3～7.9	119.1	
	後	宇都宮市松田新田町字新堀下480-３から 宇都宮市中里町字権現山189-３まで	12.1～18.1	119.1	

Ⅷ

道路の種類　県道

路　線　名　一般県道　小来川文挟石那田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
149	前	日光市猪倉2210-１から 日光市猪倉2410-１まで	6.2～13.2	606.4	
	後	日光市猪倉2210-１から 日光市猪倉2410-１まで	11.8～23.3	606.4	

Ⅸ

道路の種類　県道

路　線　名　一般県道　羽生田鶴田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
155	前	下都賀郡壬生町大字みぶ羽生田産業団地974-１から 下都賀郡壬生町大字羽生田字冨士下1291-７まで	5.1～13.8	1210.8	
	後	下都賀郡壬生町大字みぶ羽生田産業団地974-１から 下都賀郡壬生町大字羽生田字冨士下1291-７まで	13.0～16.0	1210.8	

Ⅹ

道路の種類　県道

路　線　名　一般県道　牧野大沢線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区　　間	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）	備　考
274	前	那須烏山市大木須字橋場1790-５から 那須烏山市大木須字橋場1773-４まで	9.1～16.1	22.0	
	後	那須烏山市大木須字橋場1790-５から 那須烏山市大木須字橋場1773-４まで	9.1～9.5	22.0	
274	前	那須烏山市大木須字榎町1185-２から 那須烏山市大木須字榎町1181まで	5.0～9.9	111.0	
	後	那須烏山市大木須字榎町1185-２から 那須烏山市大木須字榎町1181まで	9.9～13.9	111.0	

栃木県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年４月６日から同年５月７日まで一般の縦覧に供する。

平成24年４月６日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道119号	宇都宮市下川俣町字兵庫内78－６から 宇都宮市下川俣町字沢向134－４まで	平成24年４月６日
	一般国道121号	鹿沼市上石川字植竹1506－７から 鹿沼市上石川字荒市343－１まで	平成24年４月６日
54	主要地方道 明野間々田線	小山市大字間々田801-17から 小山市大字間々田801-17まで	平成24年４月６日
70	主要地方道 宇都宮今市線	宇都宮市北一の沢町135－１から 宇都宮市陽西町341まで	平成24年４月９日
155	一般県道 羽生田鶴田線	下都賀郡壬生町大字みぶ羽生田産業団地974－１から 下都賀郡壬生町大字羽生田字冨士下1291－７まで	平成24年４月６日 正午
224	一般県道 小砂小口線	那須郡那珂川町小口字黒田897－４から 那須郡那珂川町小口字梅木沢964－１まで	平成24年４月６日

（道路保全課）

栃木県告示第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第18条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

平成24年４月６日

栃木県知事　福　田　富　一

Ⅰ

１　都市計画の種類及び名称

足利佐野都市計画道路３・３・101号永楽町利保線

２　都市計画を定める土地の区域

変更する部分

足利市昌平町の一部

３　縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び足利市都市建設部都市計画課

Ⅱ

１　都市計画の種類及び名称

足利佐野都市計画道路

３・５・301号築地吉水線ほか３路線

２　都市計画を定める土地の区域

変更する部分

佐野市築地町、葛生東一丁目、葛生東二丁目、富士見町、中町、山菅町、あくと町、葛生西二丁目、葛生西三丁目、宮下町、嘉多山町、多田町及び栃本町の各一部

３　縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課及び佐野市都市建設部都市計画課

（都市計画課）

栃木県告示第204号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第４項の規定により指定した栃木県指定金融機関の取り扱う収納の事務のうち県税金及び県税外諸収入金の収納事務を取り扱う栃木県収納代理金融機関について次の

とおり変更があったので、同条第８項の規定により告示する。

平成24年４月６日

栃木県知事　福　田　富　一

変更事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
名　称	中央三井信託銀行	三井住友信託銀行	平成24年４月１日

栃木県告示第205号

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第６条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

平成24年４月６日

栃木県知事　福　田　富　一

指定年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
平成24年３月29日	北関東綜合警備保障株式会社	鹿沼市下石川681 栃木県運転免許センター内
		宇都宮市下戸祭１－１－６ 宇都宮中央警察署内
		宇都宮市今泉町2996－２ 宇都宮東警察署内
		宇都宮市みどり野町１－８ 宇都宮南警察署内
		小山市若木町１－６－40 小山警察署内
		足利市千歳町94－７ 足利警察署内
		栃木市箱森町40－14 栃木警察署内
		那須塩原市方京２－15－１ 那須塩原警察署内
		佐野市浅沼町573－６ 佐野警察署内
		鹿沼市上殿町1000－５ 鹿沼警察署内
		真岡市荒町115 真岡警察署内
		下野市下古山2451－41 下野警察署内
		大田原市紫塚１－１－４ 大田原警察署内
		日光市今市1378－１ 今市警察署内
		さくら市馬場786－１ さくら警察署内

		矢板市中2001－１ 矢板警察署内
		日光市稲荷町２－２－２ 日光警察署内
		那須烏山市初音３－６ 那須烏山警察署内
		芳賀郡茂木町大字茂木209－２ 茂木警察署内
		那須郡那珂川町北向田85 那珂川警察署内

（会計局会計課）

公　　告

○とちぎ青少年センターの利用料金の承認

とちぎ青少年センター設置及び管理条例（平成13年栃木県条例第４号）第９条第２項後段の規定により平成24年４月１日以後の利用料金を次のとおり承認したので、とちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則（平成13年栃木県規則第52号）第16条の規定により公告する。

平成24年４月６日

栃木県知事　福　田　富　一

１　施設の利用料金

(1)　研修室等

施設区分＼利用時間区分	午前９時から 正午まで	午後１時から 午後５時まで	午後６時から 午後10時まで
第１研修室	12,300円	16,400円	16,400円
第２研修室	6,000円	8,000円	8,000円
第３研修室	6,000円	8,000円	8,000円
和室	4,800円	6,400円	6,400円
第１音楽室	5,700円	7,600円	7,600円
第２音楽室	4,500円	6,000円	6,000円
多目的ホール	18,600円	24,800円	24,800円

(2)　調理室

施設区分＼利用時間区分	午前９時から 午後２時まで	午後３時から 午後８時まで
調理室	8,500円	8,500円

(3)　宿泊室

施設区分	利用料金
宿泊室	１人１泊につき　5,000円

備考

１　やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（２以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該２以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の施設の利用料金

の額は、２の時間外の利用料金の表に定める額とする。

２　専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額に２を乗じて得た額とする。

３　個人で多目的ホールを利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者１人１回当たり100円とする。

４　和室を宿泊のために利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者１人１泊につき3,000円とする。

２　時間外の利用料金

(1)　研修室等

区　　分	30分当たりの時間外の利用料金の額（円）
午前９時前の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前９時から正午までの利用料金の額に100分の20を乗じて得た額
正午から午後１時までの時間帯又は午後５時から午後６時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後１時から午後５時までの利用料金の額に100分の15を乗じて得た額
午後10時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後６時から午後10時までの利用料金の額に100分の15を乗じて得た額

(2)　調理室

区　　分	30分当たりの時間外の利用料金の額（円）
午前９時前の時間帯又は午後２時から午後３時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前９時から午後２時までの利用料金の額に100分の12を乗じて得た額
午後８時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後３時から午後８時までの利用料金の額に100分の12を乗じて得た額

備考　この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

３　附属設備及び器具の利用料金

名　　称	施　設　区　分	単　位	利用料金
ビデオプロジェクター	第１研修室・多目的ホール	式	2,500円
カセットデッキ・ＣＤプレイヤー	第１研修室・多目的ホール	式	300円
デジタルピアノ	第１音楽室・第２音楽室・多目的ホール	台	500円
キーボードアンプ	第１音楽室・第２音楽室・多目的ホール	台	500円
シンセサイザー	第１音楽室・多目的ホール	台	500円
ベースアンプ	第１音楽室・多目的ホール	台	500円
ギターアンプ	第１音楽室・多目的ホール	台	500円
ドラムセット	第１音楽室・多目的ホール	式	500円
音楽編集装置（音楽編集室）		式	1,000円
卓球台	多目的ホール	式	400円
持込器具電源利用料		500W	200円

備考

１　この表における利用料金の額は、１の施設の利用料金の表に定める利用時間区分（延長した場合を含む。）ごとの額とする。

２　この表の「音楽編集装置」は、２時間単位の額とする。

３　この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量500Wごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものと

する。

４　専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に２を乗じて得た額とする。

（青少年男女共同参画課）

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定に基づき、宇都宮都市計画道路の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第２条の規定により次のとおり公告し、同条第３号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課及び栃木県宇都宮土木事務所において平成24年４月６日から同月20日まで縦覧に供する。

なお、要領第３条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成24年４月６日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

１　公聴会の日時及び場所

(1)　日時

平成24年５月15日（火）午後７時から

(2)　場所

宇都宮市旭１丁目１－５

宇都宮市役所14階大会議室

２　都市計画の構想

種別	名称		位置			区域	構造			
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	３・４・102	宇都宮日光線	宇都宮市不動前５丁目	宇都宮市下金井町	宇都宮市上戸祭町	約9,670m	地表式	２車線	20.0m	東武鉄道宇都宮線と立体交差 幹線街路３・３・104号外環状線と立体交差 幹線街路３・３・103号新日光線と立体交差 幹線街路と平面交差12箇所
	３・４・106	塙田平出線	宇都宮市小幡１丁目	宇都宮市平出工業団地	宇都宮市塙田４丁目	約4,980m	地表式	２車線	18.0m	ＪＲ東北新幹線と立体交差 ＪＲ東北本線と立体交差 幹線街路と平面交差10箇所

３　その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書による公述の申し出がない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県宇都宮土木事務所（電話028-626-3146）に問い合わせること。

○都市計画決定図書の写しの縦覧

栃木市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第１項の規定により平成24年３月23日に決定した、小

山栃木都市計画伝統的建造物群保存地区（嘉右衛門町地区）の関係図書の写しを同法第20条第２項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成24年４月６日

栃木県知事　福　田　富　一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する第19条第１項の規定により平成24年３月30日に変更した、宇都宮都市計画火葬場の関係図書の写しを同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成24年４月６日

栃木県知事　福　田　富　一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第19条第１項の規定により平成24年４月６日に変更した、足利佐野都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成24年４月６日

栃木県知事　福　田　富　一

（都市計画課）

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年４月６日

栃木県知事　福　田　富　一

1　入札に付する事項

(1)　借入件名及び数量　パトカー動態表示システム車載装置　105式

(2)　借入物品の特質等　入札説明書による。

(3)　借入期間　平成24年10月１日から平成31年９月30日

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4)　借入場所　栃木県内の警察施設

2　入札に参加する者に必要な資格

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者に該当しない者であること。

(2)　競争入札参加者資格等（平成８年栃木県告示第105号）に基づき、大分類Ｃ電気器具、カメラ類２通信機器、大分類Ｎ通信、情報処理２情報関連サービス又は大分類Ｐその他のサービス２リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3)　平成24年５月18日から同月21日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年３月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3　入札の手続等

(1)　契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8510　栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号

栃木県警察本部警務部会計課調度係　電話028-621-0110（内2253）

(2)　入札説明書の交付期間及び交付場所

平成24年４月６日から同年５月17日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後

５時まで(1)の場所において交付する。

(3)　入札及び開札の日時及び場所

ア　入札書の受領期限及び提出場所　平成24年５月18日午後５時　(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ　開札の日時及び場所　平成24年５月21日午前10時　栃木県警察本部庁舎２階入札室

(4)　入札方法　１の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。

(5)　入札書の記載方法等　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4　その他

(1)　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

(2)　入札保証金及び契約保証金　免除

(3)　入札者に要求される事項　この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に警察本部会計課で交付するパトカー動態表示システム車載装置仕様書に基づき作成した書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4)　審査

ア　技術審査　栃木県警察本部警務部会計課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ　技術審査基準　仕様書が、警察本部警務部会計課で交付するパトカー動態表示システム車載装置仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5)　入札の無効　２の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成７年栃木県規則第12号）第156条第３号から第７号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6)　落札者の決定方法　(4)の審査により落札決定の対象となった入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7)　契約書作成の要否　要

(8)　その他　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

(1)　Nature and quantity of the products to be leased:
Police car dynamic state display system in-vehicle equipment 105 formulas

(2)　Time and Date of bidding:
5:00 p.m.,may 18,2012

(3)　Information is available at:
Supplies and Furnishing Section,
Finance Division Department of Police Administration Tochigi Police Headquarters
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110 (extension2253)

（警察本部会計課）

正　　誤

発行番号	ページ	行	正	誤
平成24年号外第24号	2	13	第11号	第第11号

発行人　栃　木　県　〒320-8501 宇都宮市塙田１丁目１番20号　販売価格１か月2,900円
印刷所　株式会社松井ピ・テ・オ・印刷　〒321-0904 宇都宮市陽東５丁目９番21号　（消費税、地方消費税及び送料を含む。）